

●香川県監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年9月7日

香川県監査委員	宮 本 欣 貞
同	都 村 尚 志
同	鍋 嶋 明 人
同	仲 山 省 三

- 1 監査対象部局 政策部及び出納局
- 2 監査対象年度 平成21年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
自治振興課	平成22年6月9日
選挙管理委員会事務局	”
交通政策課	平成22年7月14日
情報政策課	”
水資源対策課	”
文化振興課	平成22年7月15日
統計調査課	”
東京事務所	平成22年7月16日
政策課（予算調整室）	平成22年7月23日
県立ミュージアム	平成22年7月27日
（瀬戸内海歴史民俗資料館）	”
（文化会館）	”
小豆総合事務所	平成22年8月5日
出納局	平成22年8月16日
東山魁夷せとうち美術館	平成22年8月30日
漆芸研究所	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

報告書写しの交付に係る手数料の収入について、つり銭限度額を超えて現金を手元保管していた。（自治振興課）

イ 契約について

(ア) 随意契約に係る委託契約について、契約内容を公表する必要があるにもかかわらず、公

表していなかった。(自治振興課)

(イ) 消防用設備点検業務委託について、契約書又は仕様書により、委託内容(設置場所、個数)を明確にしておく必要がある。(東京事務所)

ウ 備品の管理について

(ア) 重要物品の廃棄について、不用品決定伺兼廃棄処分伺書による手続及び総務事務集中課長への合議が行われていなかった。(小豆総合事務所)

(イ) 寄付採納した物品について、備品登録ができていなかった。(漆芸研究所)

(3) 検討指示事項

未利用地について

未利用地については、本県の厳しい財政事情に鑑み、その利活用及び処分を推進することが喫緊の課題となっている。

監査委員において、平成21年度に行政監査として幅広く未利用県有地を調査したところ、従来行政財産とされてきた土地も含めて、利活用されていない土地が数多く存在しており、今後も、施設の統廃合計画に伴い、未利用地が発生することが明らかである。

については、同行政監査の結果意見を踏まえて、県土地開発公社等の所有しているものを含め、スピード感をもって未利用地の利活用又は処分の促進に努められたい。(政策課)